

令和3年

9月号

濱田会計事務所通信

令和3年9月1日発行 Vol.49

この事務所通信で何回かに分けて消費税についてご説明を行いましたが、今回はいよいよ最重要項目である消費税の適格請求書等保存方式についてご説明します。適格請求書等保存方式の理解を深めるためには仕入税額控除や免税事業者等についても理解しておく必要があります。詳しくは前号までをご確認下さい。

また、YouTubeでも説明を行っていますので是非そちらの方もご覧頂ければと思います。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



適格請求書等保存方式(インボイス方式)

消費税の納税額の計算は、事業者が受け取った課税売上に係る消費税の額からその事業者が支払った課税仕入等に係る消費税の額を控除して行い、残りの差し引き消費税額がその事業者が納める消費税の額となります。

この受け取った消費税の額から支払った消費税の額を控除する事を「仕入税額控除」といいます。

前月号でこの仕入税額控除の適用を受けるための要件として一定の事項を記載した請求書等を保存する必要があると解説しましたが、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式では、この一定の事項に加えて登録番号等を記載した「適格請求書」を保存する必要があります。

この「適格請求書」の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることが出来ないため、事業者が納付する消費税の額は増加する事となります。

適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることが出来ません。

ただし、制度開始後6年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

令和5年10月1日から3年間 80%控除可能

令和8年10月1日から3年間 50%控除可能

令和11年10月1日以降 全額控除不可



適格請求書発行事業者の登録申請手続

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。

登録申請手続は令和 3 年 10 月 1 日から可能です。令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請手続を行う必要があります。

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

この場合の登録申請手続の期限は、原則として令和 5 年 3 月 31 日です。

売上計上先が個人の一般消費者のみ（美容院やマッサージ院など）で、免税事業者が消費税の計算方法を簡易課税制度により行っている事業者は、適格請求書等保存制度の影響を受けづらいと思いますが、多くの事業者には非常に重要な制度です。適用開始は約 2 年後ですが、それまでに十分に制度についての理解を深めて頂くようお願い致します。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube での動画配信も始めましたので、是非こちらもご覧下さい。

【最近の動画】

- ・仕入税額控除の要件
- ・住民税のダイレクト納付
- ・NISA はすべきか？
- ・相続税で困らないために
- ・相続で揉めないために
- ・相続税の基本②



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

